

○通信委員会

内閣提出法律案（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	提出		参議院		衆議院		備考
		先議院	提出日	委員会 付託	議決	委員会 付託	議決	
114 59 国会	電波法の一部を改正する法律案	（衆）	元、 三、四	元、 二〇、九	可 元、 二、一 決	可 元、 二、一 決	元、 九、六	百十四回国会 衆 百十五回国会 衆 修正 元、 二〇、九 修正
114 60 国会	お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	三、四	一〇、九	可 元、 二、一 決	可 元、 二、一 決	元、 九、六	百十四回国会 衆 百十五回国会 衆 修正 元、 二〇、九 修正

NHK決算

件名	提出月日	参議院		衆議院		備考
		委員会 付託	議決	委員会 付託	議決	
日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	昭和六三、一、三三 （第百十二回国会）	元、 九、六	議決 元、 二、〇 決	元、 九、六	議決 元、 二、一 決	
日本放送協会昭和六十二年財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	元、 二、七 （第百十四回国会）	元、 九、六	議決 元、 二、〇 決	元、 九、六	議決 元、 二、一 決	

電波法の一部を改正する法律案（第百十四回国会閣法第五九号）

### 要旨

最近における無線通信技術の進歩等に対処するため、主任無線従事者に関する規定を定める等無線従事者制度に関し所要の措置を講ずるとともに、国際電気通信条約に附属する無線通信規則等の改正に伴う船舶地球局等の運用要件の整備等所要の改正を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、無線従事者関係

1 無線従事者資格に、「主任無線従事者」という必置資格を導入し、主任無線従事者の監督の下で、無資格者による無線設備の操作を認める。

2 無線従事者資格区分を「総合」、「海上」、「航空」、「陸上」及び「アマチュア」の分類による区分に改め、資格取得を容易化する。

3 無線従事者試験事務の民間委譲の範囲を拡大し、行政事務の簡素合理化を図る。

#### 二、国際電気通信条約附属無線通信規則の改正関係

1 船舶地球局、航空機地球局等の無線局の定義を設けるとともに、これらの無線局の免許手続を整備する。

2 新たな海上安全システム等に対応して、船舶地球局等の運用義務時間、聴取義務時間を定めるとともに、遭難通信等に関する運用手続を整備する。

なお、衆議院において、施行期日について所要の修正が行われている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会情勢の推移にかんがみ、お年玉付きはがき等の寄附金の配分を受けることができる団体の範囲を拡大し、健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業を行う団体等を加えるなど、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、郵便事業の現状と今後の見通し、寄附金の配分のあり方などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、松前理事より三項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

次に、電波法の一部を改正する法律案は、最近における無線通信技術の進歩に対処するため、主任無線従事者に関する規定を定めるなど、無線従事者制度に関し所要の措置を講ずるとともに、国際電気通信条約に附属する無線通信規則の改正に伴い、船舶地球局などの運用要件を整備するなど、所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、主任無線従事者制度の内容、無線従事者資格区分の変更、全世界的な海上遭難安全システムへの対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、松前理事より五項目からなる附帯決議案が提出さ

れ、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案  
(第百十四回国会閣法第六〇号)

#### 要旨

本法律案は、最近における高齢化、国際化といった状況の中で生じつつある社会的要請にこたえるため、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を受けることができる団体について、その範囲を拡大し、健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業を行う団体等を加えようとするものである。

#### 委員長報告

前ページ参照